

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="237 598 1187 661">電気通信施設設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="563 1270 860 1323">令和5年3月</p> <p data-bbox="445 1627 979 1774">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p data-bbox="1513 598 2463 661">電気通信施設設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1840 1270 2136 1323">令和6年3月</p> <p data-bbox="1721 1627 2255 1774">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

新旧対照表

令和6年3月

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第1編 共通編</p> <p>第2編 電気施設設計</p> <p>第8章 トンネル照明施設設計</p> <p>第1節 共同溝電気施設設計の種類 …… 2-40</p> <p>第2801条 共同溝電気施設設計の種類 …… 2-40</p> <p>第2節 トンネル照明施設設計 …… 2-40</p> <p>第2802条 トンネル照明施設設計の区分 …… 2-40</p> <p>第2803条 トンネル照明施設予備設計 …… 2-40</p> <p>第2804条 トンネル照明施設詳細設計 …… 2-40</p> <p>第3節 成果物 …… 2-45</p> <p>第2805条 成果物 …… 2-45</p> <p>第3編 通信施設設計</p> <p>第10章 交通量計測設備設計</p> <p>第1節 交通量計測設備の種類 …… 3-43</p> <p>第31001条 交通量計測設備気象観測設備設計の種類 …… 3-43</p> <p>第2節 交通量計測設備設計 …… 3-43</p> <p>第31002条 交通量計測設備設計の区分 …… 3-43</p> <p>第31003条 交通量計測設備予備設計 …… 3-43</p> <p>第31004条 交通量計測設備詳細設計 …… 3-43</p> <p>第3節 成果物 …… 3-46</p> <p>第31005条 成果物 …… 3-46</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第2編 電気施設設計</p> <p>第8章 トンネル照明施設設計</p> <p>第1節 共同溝電気施設設計の種類 …… 2-40</p> <p>第2801条 共同溝電気施設設計の種類 …… 2-40</p> <p>第2節 トンネル照明施設設計 …… 2-40</p> <p>第2802条 トンネル照明施設設計の区分 …… 2-40</p> <p>第2803条 トンネル照明施設予備設計 …… 2-40</p> <p>第2804条 トンネル照明施設詳細設計 …… 2-40</p> <p>第3節 成果物 …… 2-43</p> <p>第2805条 成果物 …… 2-43</p> <p>第3編 通信施設設計</p> <p>第10章 交通量計測設備設計</p> <p>第1節 交通量計測設備設計の種類 …… 3-43</p> <p>第31001条 交通量計測設備設計の種類 …… 3-43</p> <p>第2節 交通量計測設備設計 …… 3-43</p> <p>第31002条 交通量計測設備設計の区分 …… 3-43</p> <p>第31003条 交通量計測設備予備設計 …… 3-43</p> <p>第31004条 交通量計測設備詳細設計 …… 3-43</p> <p>第3節 成果物 …… 3-46</p> <p>第31005条 成果物 …… 3-46</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>ページ訂正</p> <p>ページ訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>36.「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・令和5年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・平成31年3月）に基づくものとする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>36.「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。 ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>第1117条 成果物の提出</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・令和5年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。 「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和5年3月）に基づくものとする。</p> <p>第1131条 個人情報の取扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土木に準拠</p> <p>誤記訂正</p> <p>土木に準拠</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第2編 電気施設設計</p> <p style="text-align: center;">第1章 受変電施設設計</p> <p>第2節 特高受変電施設設計</p> <p>第2104条 特高受変電施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 受注者は、特記仕様書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。</p> <p>第3節 高圧受変電施設設計</p> <p>第2107条 高圧受変電施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 発動発電設備設計</p> <p>第2節 発動発電設備設計</p> <p>第2204条 発動発電設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 新エネルギー電源設備設計</p> <p>第2節 太陽光発電設備設計</p> <p>第2304条 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2編 電気施設設計</p> <p style="text-align: center;">第1章 受変電施設設計</p> <p>第2節 特高受変電施設設計</p> <p>第2104条 特高受変電施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 受注者は、特記仕様書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。</p> <p>第3節 高圧受変電施設設計</p> <p>第2107条 高圧受変電施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 発動発電設備設計</p> <p>第2節 発動発電設備設計</p> <p>第2204条 発動発電設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 新エネルギー電源設備設計</p> <p>第2節 太陽光発電設備設計</p> <p>第2304条 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第4章 無停電電源設備設計</p> <p>第2節 無停電電源設備設計</p> <p>第2404条 無停電電源設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 直流電源設備設計</p> <p>第2節 直流電源設備設計</p> <p>第2504条 直流電源設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 配電線路設計</p> <p>第2節 配電線路経路等設計</p> <p>第2604条 配電線路経路等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路照明施設設計</p> <p>第2節 道路照明施設設計</p> <p>第2704条 道路照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 無停電電源設備設計</p> <p>第2節 無停電電源設備設計</p> <p>第2404条 無停電電源設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 直流電源設備設計</p> <p>第2節 直流電源設備設計</p> <p>第2504条 直流電源設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 配電線路設計</p> <p>第2節 配電線路経路等設計</p> <p>第2604条 配電線路経路等詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路照明施設設計</p> <p>第2節 道路照明施設設計</p> <p>第2704条 道路照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠																																				
<p>第3節 交差点照明施設設計</p> <p>第2707条 交差点照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第4節 インターチェンジ照明施設設計</p> <p>第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第5節 橋梁照明施設設計</p> <p>第2713条 橋梁照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第6節 自発光視線誘導設備設計</p> <p>第2716条 自発光視線誘導設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 位置図</td> <td style="width: 50%;">縮尺 1/25,000～1/50,000</td> </tr> <tr> <td>2) 平面図</td> <td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td> </tr> <tr> <td>3) システム系統図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>4) システム構成図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>5) 配線系統図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>6) 自発光視線誘導装置姿図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>7) 機器配置図</td> <td>縮尺 1/10～1/50</td> </tr> <tr> <td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td> <td>縮尺 1/10～1/200</td> </tr> <tr> <td>9) 基礎図</td> <td>縮尺 1/10～1/50</td> </tr> </table> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p>	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100	7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	<p>第3節 交差点照明施設設計</p> <p>第2707条 交差点照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第4節 インターチェンジ照明施設設計</p> <p>第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第5節 橋梁照明施設設計</p> <p>第2713条 橋梁照明施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第6節 自発光視線誘導設備設計</p> <p>第2716条 自発光視線誘導設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 位置図</td> <td style="width: 50%;">縮尺 1/25,000～1/50,000</td> </tr> <tr> <td>2) 平面図</td> <td>縮尺 1/1,000～1/2,000</td> </tr> <tr> <td>3) システム系統図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>4) システム構成図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>5) 配線系統図</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>6) 自発光視線誘導装置姿図</td> <td>縮尺 1/10～1/100</td> </tr> <tr> <td>7) 機器配置図</td> <td>縮尺 1/10～1/50</td> </tr> <tr> <td>8) 配管配線図（掘削断面図含む）</td> <td>縮尺 1/10～1/200</td> </tr> <tr> <td>9) 基礎図</td> <td>縮尺 1/10～1/50</td> </tr> </table> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p>	1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000	2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000	3) システム系統図	適宜	4) システム構成図	適宜	5) 配線系統図	適宜	6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100	7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50	8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200	9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50	<p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">文字位置修正</p> <p></p> <p style="color: red;">文字位置修正</p> <p style="color: red;">誤記訂正</p>
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100																																					
7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					
1) 位置図	縮尺 1/25,000～1/50,000																																					
2) 平面図	縮尺 1/1,000～1/2,000																																					
3) システム系統図	適宜																																					
4) システム構成図	適宜																																					
5) 配線系統図	適宜																																					
6) 自発光視線誘導装置姿図	縮尺 1/10～1/100																																					
7) 機器配置図	縮尺 1/10～1/50																																					
8) 配管配線図（掘削断面図含む）	縮尺 1/10～1/200																																					
9) 基礎図	縮尺 1/10～1/50																																					

旧 令和5年版

新 **朱書き修正**

改定主旨・根拠

第2104条第2項の(7)に準じるものとする。

第2104条第2項の(7)に準じるものとする。

第7節 成果物

第7節 成果物

第2717条 成果物

第2717条 成果物

表2.7.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、自発光視線誘導設備
詳細設計成果物一覧表

表2.7.1 道路、交差点、インターチェンジ、橋梁照明施設、自発光視線誘導設備
詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
照明施設設計 各種照明施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
		照明灯配置配線図	1/200~1/1,000	
		照明柱据付図	1/10~1/100	
		配線系統図	適 宜	
		盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
		引込柱姿図	1/10~1/100	
		配管配線図	適 宜	
		数量計算	数量計算書	—
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検 討 書	—	
		その他参考資料	—	

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
照明施設設計 各種照明施設詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000 ~ 1/50,000	
		照明灯配置配線図	1/200~1/1,000	
		照明柱据付図	1/10~1/100	
		配線系統図	適 宜	
		盤外形及び盤内結線図	1/10~1/100	
		引込柱姿図	1/10~1/100	
		配管配線図	適 宜	
		数量計算	数量計算書	—
	報告書	設計概要書	—	
		設計計算書	—	
		検 討 書	—	
		その他参考資料	—	

第8章 トンネル照明施設設計

第8章 トンネル照明施設設計

第2節 トンネル照明施設設計

第2節 トンネル照明施設設計

第2804条 トンネル照明施設詳細設計

第2804条 トンネル照明施設詳細設計

2. 業務内容

2. 業務内容

(2) 現地踏査

(2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地調査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

受注者は、設計に先立って現地**踏査**を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、現地踏査では現地の状況（トンネル構造、立地条件）、電源引込箇所、地下埋設物、電気事業者との打ち合わせ、トンネルの構造・延長、機器等設置場所の確認、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。

また、現地踏査では現地の状況（トンネル構造、立地条件）、電源引込箇所、地下埋設物、電気事業者との打ち合わせ、トンネルの構造・延長、機器等設置場所の確認、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。

誤記訂正

誤記訂正

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第2604条第2項の(9)に準じるものとする。</p>	<p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第2704条第2項の(9)に準じるものとする。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>
<h2>第9章 共同溝電気施設設計</h2> <h3>第2節 共同溝電気施設設計</h3> <p>第2904条 共同溝電気施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<h2>第9章 共同溝電気施設設計</h2> <h3>第2節 共同溝電気施設設計</h3> <p>第2904条 共同溝電気施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>誤記訂正</p>
<h2>第3編 通信施設設計</h2> <h3>第1章 多重無線施設設計</h3> <h4>第2節 多重無線施設設計</h4> <p>第3104条 多重無線施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第3105条 多重無線施設更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 既設設備製造契約完成図書（当該多重無線施設関係分）</p>	<h2>第3編 通信施設設計</h2> <h3>第1章 多重無線施設設計</h3> <h4>第2節 多重無線施設設計</h4> <p>第3104条 多重無線施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第3105条 多重無線施設更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 既設設備製造契約完成図書（当該多重無線施設関係分）</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2) 当該設備点検報告書（当該多重無線施設関係分）</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図）</p> <h2 style="text-align: center;">第2章 単信無線施設設計</h2> <h3>第2節 単信無線施設設計</h3> <p>第3204条 単信無線施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <h2 style="text-align: center;">第3章 テレメータ・警報施設設計</h2> <h3>第2節 テレメータ・警報施設設計</h3> <p>第3304条 テレメータ・警報施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) テレメータ・警報施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</p> <p>2) 敷地平面図、建物平面図</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図）</p> <p>第3305条 テレメータ・警報施設更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) テレメータ・警報施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</p> <p>2) 敷地平面図、建物平面図</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図）</p>	<p>2) 当該設備点検報告書（当該多重無線施設関係分）</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）</p> <h2 style="text-align: center;">第2章 単信無線施設設計</h2> <h3>第2節 単信無線施設設計</h3> <p>第3204条 単信無線施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <h2 style="text-align: center;">第3章 テレメータ・警報施設設計</h2> <h3>第2節 テレメータ・警報施設設計</h3> <p>第3304条 テレメータ・警報施設詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) テレメータ・警報施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</p> <p>2) 敷地平面図、建物平面図</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）</p> <p>第3305条 テレメータ・警報施設更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) テレメータ・警報施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合）</p> <p>2) 敷地平面図、建物平面図</p> <p>3) 既設無線局関連資料（機器配置図、空中線系図、電源系統図等）</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第4章 光ケーブル経路設計</p> <p>第2節 光ケーブル経路設計</p> <p>第3404条 光ケーブル経路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報表示設備設計</p> <p>第2節 道路情報表示設備設計</p> <p>第3504条 道路情報表示設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 非常警報設備設計</p> <p>第2節 トンネル非常警報設備設計</p> <p>第3604条 トンネル非常警報設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 非常電話設備設計</p> <p>第2節 非常電話設備設計</p> <p>第3704条 非常電話設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 光ケーブル経路設計</p> <p>第2節 光ケーブル経路設計</p> <p>第3404条 光ケーブル経路詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報表示設備設計</p> <p>第2節 道路情報表示設備設計</p> <p>第3504条 道路情報表示設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 非常警報設備設計</p> <p>第2節 トンネル非常警報設備設計</p> <p>第3604条 トンネル非常警報設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 非常電話設備設計</p> <p>第2節 非常電話設備設計</p> <p>第3704条 非常電話設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第8章 ラジオ再放送設備設計</p> <p>第2節 ラジオ再放送設備設計</p> <p>第3804条 ラジオ再放送設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 交通遮断設備設計</p> <p>第2節 交通遮断設備設計</p> <p>第3904条 交通遮断設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 交通量計測設備設計</p> <p>第2節 交通量計測設備設計</p> <p>第31004条 交通量計測設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 路車間通信設備設計</p> <p>第2節 路車間通信設備設計</p> <p>第31104条 路車間通信設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 ラジオ再放送設備設計</p> <p>第2節 ラジオ再放送設備設計</p> <p>第3804条 ラジオ再放送設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 交通遮断設備設計</p> <p>第2節 交通遮断設備設計</p> <p>第3904条 交通遮断設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第10章 交通量計測設備設計</p> <p>第2節 交通量計測設備設計</p> <p>第31004条 交通量計測設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 路車間通信設備設計</p> <p>第2節 路車間通信設備設計</p> <p>第31104条 路車間通信設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第12章 気象観測設備設計</p> <p>第2節 気象観測設備設計</p> <p>第31204条 気象観測設備詳細設計 2. 業務内容 (7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13章 鉄塔設計</p> <p>第2節 鉄塔（アングル）設計</p> <p>第31305条 鉄塔（アングル）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第31309条 鉄塔（シリンダ）詳細設計 (7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14章 反射板設計</p> <p>第2節 反射板（上部工）設計</p> <p>第31404条 反射板（上部工）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第31407条 反射板（基礎工）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15章 遠方監視制御設備設計</p>	<p style="text-align: center;">第12章 気象観測設備設計</p> <p>第2節 気象観測設備設計</p> <p>第31204条 気象観測設備詳細設計 2. 業務内容 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第13章 鉄塔設計</p> <p>第2節 鉄塔（アングル）設計</p> <p>第31305条 鉄塔（アングル）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第31309条 鉄塔（シリンダ）詳細設計 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第14章 反射板設計</p> <p>第2節 反射板（上部工）設計</p> <p>第31404条 反射板（上部工）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第31407条 反射板（基礎工）詳細設計 2. 業務内容 (7) 関係機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第15章 遠方監視制御設備設計</p>	<p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="text-align: center;">誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p>第2節 遠方監視制御設備設計</p> <p>第31504条 遠方監視制御設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4編 情報通信システム設計</p> <p style="text-align: center;">第1章 ネットワークシステム設計</p> <p>第2節 ネットワークシステム設計</p> <p>第4105条 ネットワークシステム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 河川管理施設管理システム設計</p> <p>第2節 河川管理施設管理システム設計</p> <p>第4204条 河川管理施設管理システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 レーダ雨（雪）量計システム設計</p> <p>第2節 レーダ雨（雪）量計システム設計</p> <p>第4305条 レーダ雨（雪）量計システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>第2節 遠方監視制御設備設計</p> <p>第31504条 遠方監視制御設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第4編 情報通信システム設計</p> <p style="text-align: center;">第1章 ネットワークシステム設計</p> <p>第2節 ネットワークシステム設計</p> <p>第4105条 ネットワークシステム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 河川管理施設管理システム設計</p> <p>第2節 河川管理施設管理システム設計</p> <p>第4204条 河川管理施設管理システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 レーダ雨（雪）量計システム設計</p> <p>第2節 レーダ雨（雪）量計システム設計</p> <p>第4305条 レーダ雨（雪）量計システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第4章 河川情報システム設計</p> <p>第2節 河川情報システム設計</p> <p>第4405条 河川情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報システム設計</p> <p>第2節 道路情報システム設計</p> <p>第4505条 道路情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 CCTV設備設計</p> <p>第2節 CCTV設備設計</p> <p>第4604条 CCTV設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第4605条 CCTV設備更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 画像情報システム設計</p> <p>第2節 画像情報システム設計</p> <p>第4705条 画像情報システム詳細設計</p>	<p style="text-align: center;">第4章 河川情報システム設計</p> <p>第2節 河川情報システム設計</p> <p>第4405条 河川情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報システム設計</p> <p>第2節 道路情報システム設計</p> <p>第4505条 道路情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 CCTV設備設計</p> <p>第2節 CCTV設備設計</p> <p>第4604条 CCTV設備詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>第4605条 CCTV設備更新設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第7章 画像情報システム設計</p> <p>第2節 画像情報システム設計</p> <p>第4705条 画像情報システム詳細設計</p>	<p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p></p> <p style="color: red;">誤記訂正</p>

旧 令和5年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 画像情報システム設計</p> <p>5) 一次監視局</p> <p>受注者は、所内、上位局、関連機関に画像を配信する場合、配信先で要求される機能条件、適用範囲、表示操作方法、映像選択、カメラ制御、利用条件、利用方法等を把握し、配信方法、セキュリティ、配信管理方法を検討する。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 地震情報システム設計</p> <p>第2節 ダム地震情報システム設計</p> <p>第4804条 ダム地震情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 土砂災害情報システム設計</p> <p>第2節 土砂災害情報システム設計</p> <p>第4904条 土砂災害情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 土砂災害情報システム設計</p> <p>5) 画像監視システム</p> <p>画像監視システムは、土石流が発生する危険性の高い場所に監視カメラを設置して、表示設備（監視局）に画像表示するもので、画像の種類、画像伝送方式、画像表示方式、監視制御方式、カメラの設置位置、カメラ装置及び周辺機器、照明装置、支柱及び伝送路等について決定する。</p> <p>細部は、第4104条2項(5)「CCTV設計」に準じる。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 画像情報システム設計</p> <p>5) 一次監視局</p> <p>受注者は、所内、上位局、関係機関に画像を配信する場合、配信先で要求される機能条件、適用範囲、表示操作方法、映像選択、カメラ制御、利用条件、利用方法等を把握し、配信方法、セキュリティ、配信管理方法を検討する。</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 地震情報システム設計</p> <p>第2節 ダム地震情報システム設計</p> <p>第4804条 ダム地震情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第9章 土砂災害情報システム設計</p> <p>第2節 土砂災害情報システム設計</p> <p>第4904条 土砂災害情報システム詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(5) 土砂災害情報システム設計</p> <p>5) 画像監視システム</p> <p>画像監視システムは、土石流が発生する危険性の高い場所に監視カメラを設置して、表示設備（監視局）に画像表示するもので、画像の種類、画像伝送方式、画像表示方式、監視制御方式、カメラの設置位置、カメラ装置及び周辺機器、照明装置、支柱及び伝送路等について決定する。</p> <p>細部は、第4604条2項(5)「CCTV設備設計」に準じる。</p> <p>(7) 関係機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>